

品川区骨粗しょう症検診実施要綱

制定 令和8年3月6日区長決定 要綱第8号

(目的)

第1条 品川区骨粗しょう症検診(以下「検診」という。)は、早期に骨量減少者を発見し、骨折等の基礎疾患となる骨粗しょう症を予防することを目的とする。

(検診対象者)

第2条 検診の対象者(以下「対象者」という。)は、区内在住の女性であって年度末時点で40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳および70歳の者とする。

(事業の実施)

第3条 検診は、地区医師会に委託して実施するものとする。

(実施医療機関)

第4条 地区医師会は、同会に加入している病院または診療所のうちから指定医療機関を指定するものとする。

(実施期間)

第5条 検診は、6月1日から当該年度末の間で区が指定する期間に実施するものとする。

2 検診日および検診時間は、指定医療機関の指定した日時とする。

(受診回数)

第6条 検診の受診回数は、前条第1項に定める期間につき1人1回とする。

(費用)

第7条 検診に要する費用は、全額区の負担とする。

(検診の内容)

第8条 検診の内容および判定は、次のとおりとする。

(1) 検査項目

ア 問診

イ 骨量測定(DXA法、MD法(DIP法)またはQUS法)

(2) 判定

判定にあたっては、次の区分を使用するものとする。

ア 異常なし

イ 要指導

ウ 要精検

(区民への周知)

第9条 区は、区民に対して検診実施の周知を図るため、対象者に対する個別の通知および区の広報紙等への掲載をするものとする。

(検診後の措置)

第10条 指定医療機関は、検診の結果を受診者に通知し、必要な指導を行うとともに、地

区医師会に報告するものとする。

(請求手続)

第11条 地区医師会は、請求書に必要書類を添えて、区に請求するものとする。

(委任)

第12条 この要綱の適用について必要な事項は、健康推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。